

# 監 査 報 告 書

令和3年6月16日

地方独立行政法人  
三重県立総合医療センター  
理事長 新保 秀人 様

地方独立行政法人  
三重県立総合医療センター

監 事 内 山 隆 夫



監 事 板 垣 謙 大 郎



私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第9期事業年度における業務及び会計について監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法の概要

私たち監事は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター監事監査規程に従い、理事会に出席するほか、理事等から業務運営について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から報告を受け、業務及び財産の状況を調査し、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討をいたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失の処理に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 法人の業務は、一部診療科において不適切な事案が判明したものの、事後対応は迅速かつ適正に実施されました。その他においては、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施しているものと認めます。
- (7) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実はありません。

なお、理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても理事の義務違反は認められません。

以 上